



広報

# こしがら

3月15日

昭和53年(1978) No.565

編集

越谷市役所企画部広報課

昭和53年3月15日第三種郵便物認可  
毎月2回(7日・15日発行)



## 天高く杵の音とどけ —第13期越谷青年の家文化祭—

頬をなでる風も日まじりに暖くなる今日この頃、市内各地では、咲きほころぶ梅の花とともに、本格的な春の到来。

ここ増林地区にある県立越谷青年の家では、去る3月5日、青年クラブ員の半年間の活動成果を発表しあう「文化祭」が行われました。

今期で13回目のこのお祭りは、年々地元をはじめ近隣市町の若者たちに定着し、参加者は昨年より500名多い880名。各種クラブやサークルを合せて30の団体が「地域社会と連帯」をテーマに、展示・演奏・競技等を催し、館内はところせましの大にぎわい——庭では勤労青年による「もちつき」が、訪れた小学児童たちの一番の人気、杵打つ音が澄んだ青空に高く響きわたっていました。



### 編集雑感



□ 陽気もよくなり、庭先や、たんぼのあせ道、川の堤防などの草の伸びが目につきます。

□ 市内には、多くの川や田園風景があり、休みの日などには、散歩や摘み草を愛しむのもよいでしょう。

□ 市民の皆さんが自然に親しめるよう、市役所では以前より、環境浄化の運動を進めています。

□ 今月10日には、こういった自主的な活動を二十数年来継続して成果をあげている新川町に、市外から団体で見学にみえました。

□ きれいな町づくり、カ・ハエの駆除などの事業は、地域のリーダーを中心に、みんなが関心をもち、協力しあうことが肝要です。

□ 地道な作業ですが、効果があると同時に、隣近所との交流も、いっそう深まるものです。

□ さて、今月二十五日は、日本で最初に電灯がともったから百年目にあたる「電燈記念日」です。

□ なかなか、便利に使っている照明器具。手まねに消灯。時おり、ホコリなどの汚れもきれいに。

□ 市議会は本日開会、多くの議案審議に入りました。今回は慣例により、開会金百市長から表明された「施政方針」の全文掲載。

□ 市政を知るためにも、ご一読を。

### 越谷市の人口

(昭和53年3月1日現在)  
(住民基本台帳)

|     |          |        |
|-----|----------|--------|
| 総人口 | 20万7834人 | 528人増  |
| 男   | 10万4827人 | 271人増  |
| 女   | 10万3007人 | 257人増  |
| 世帯数 | 5万9579世帯 | 155世帯増 |





自環境の整備をめざして実施している開拓計画が実現……今後一層見直しをしてさらに住みよいまちづくりを推進していく。

# 財政・教育

## 3月定例会市議会

### 開発指導要綱 増改築、協力金など見直し

「市議会」の議決を経て、本市の開発指導要綱が、3月15日定例会市議会に提出された。この要綱は、本市の開発事業を推進するため、開発業者の増改築、協力金などを見直し、開発事業の円滑な実施を図ることを目的としている。

### 児童保育室一か所を増設

本市の児童保育室は、現在12カ所あり、定員は150名である。しかし、本市の人口が増加しているため、児童保育室の増設が必要とされている。市議会では、新たに1カ所の児童保育室を増設することを決定した。

### 市民と共に 環境衛生の向上を

本市の環境衛生を向上させるためには、市民の協力が必要である。市議会では、市民と共に環境衛生の向上を図るための施策を決定した。具体的には、ゴミの分別収集の徹底、節水の推進、節電の呼びかけなどを実施する。

### 期待される商工業環境と 都市近郊農業への推進

本市の商工業環境を期待されるようにするため、都市近郊農業への推進が必要である。市議会では、都市近郊農業の振興策を決定した。具体的には、農業従事者の高齢化対策、農業機械の導入支援などを実施する。

# 住環境・福祉を重点に

## 市長の施政方針演説から

### 急務の問題から 一歩一歩前進

市長の施政方針演説から、急務の問題から一歩一歩前進していくことが重要であると述べられた。具体的には、住環境の改善、福祉の充実、教育の充実などを重点として取り組んでいく方針が示された。



昭和五十二年年度の市政の方向づけをする三月定例会市議会は三月六日から十三日まで三日にわたって開かれ、市長の施政方針演説が行われ、新年度の基本方針が明らかにされた。

### 健全財政の確立

健全財政の確立は、本市の発展の基盤となる。市長は、健全財政の確立に向けて、経費削減と収入増進の両面から取り組んでいく方針を示された。

### 市立病院 実績を生かしさらに対処

市立病院の実績を生かし、さらに対処していくことが重要であると述べられた。具体的には、医療サービスの向上、医療設備の充実などを推進していく方針が示された。

### 県立・私立高校の誘致を

県立・私立高校の誘致を促進し、本市の教育水準を向上させることが重要であると述べられた。具体的には、教育環境の整備、教育施設の充実などを推進していく方針が示された。

### 地域活動の推進で 一層連帯の輪を

地域活動の推進を通じて、一層連帯の輪を広げていくことが重要であると述べられた。具体的には、地域交流の促進、地域活動の活性化などを推進していく方針が示された。

### 市制20周年の年

市制20周年の年を迎えるにあたり、市民の団結を促し、本市の発展に貢献することを呼びかけた。具体的には、市制20周年記念行事の開催、市民参加の促進などを推進していく方針が示された。

### こしがやの都市像

こしがやの都市像を築いていくことが重要であると述べられた。具体的には、住環境の改善、福祉の充実、教育の充実などを重点として取り組んでいく方針が示された。

### 人ドックの開設

人ドックの開設は、市民の健康を促進し、医療サービスの向上に貢献する。市議会では、人ドックの開設を決定した。

### 市民の健康を促進する

市民の健康を促進し、生活の質を向上させることが重要であると述べられた。具体的には、健康診断の推進、健康増進プログラムの実施などを推進していく方針が示された。

### 市民参加の促進

市民参加の促進を通じて、本市の発展に貢献することを呼びかけた。具体的には、市民参加型イベントの開催、市民意見の聴取などを推進していく方針が示された。

### 市民生活の向上

市民生活の向上を図るために、様々な施策を実施していくことが重要であると述べられた。具体的には、生活支援サービスの充実、生活環境の改善などを推進していく方針が示された。

### 市民の福祉を高める

市民の福祉を高めるために、様々な施策を実施していくことが重要であると述べられた。具体的には、福祉サービスの充実、福祉施設の整備などを推進していく方針が示された。

### 市民の教育を充実させる

市民の教育を充実させるために、様々な施策を実施していくことが重要であると述べられた。具体的には、教育施設の整備、教育サービスの向上などを推進していく方針が示された。

## 市政のミニ知識 施政方針から

### 昭和三十二年の重要施策

昭和三十二年の重要施策として、以下の施策が挙げられた。

- 1. 住環境の改善：新築住宅の建設促進、既存住宅の改修支援。
- 2. 福祉の充実：高齢者福祉サービスの拡充、障害者福祉サービスの充実。
- 3. 教育の充実：教育施設の整備、教育サービスの向上。
- 4. 産業振興：中小企業支援策の実施、農業振興策の推進。
- 5. 環境衛生：ゴミの分別収集の徹底、節水の推進。

### 中川流域下水道

中川流域下水道の整備は、流域の環境衛生を向上させるために重要である。市議会では、中川流域下水道の整備を決定した。

### 児童保育室の増設

児童保育室の増設は、児童の保育を確保するために重要である。市議会では、児童保育室の増設を決定した。

## 3月定例会市議会が開かれています

### 助役の選任・53年度予算

3月定例会市議会では、助役の選任と53年度予算の審議が行われる。助役の選任は、市長の推薦に基づき行われる。53年度予算は、本市の発展のための施策を実施するための予算である。

- ### 34議案を提出 審議されています
- 1. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 2. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 3. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 4. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 5. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 6. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 7. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 8. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 9. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 10. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 11. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 12. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 13. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 14. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 15. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 16. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 17. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 18. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 19. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 20. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 21. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 22. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 23. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 24. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 25. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 26. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 27. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 28. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 29. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 30. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 31. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 32. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 33. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案
  - 34. 昭和三十二年定例会市議会議員選挙の執行に関する議案

### 市民生活の向上

市民生活の向上を図るために、様々な施策を実施していくことが重要であると述べられた。具体的には、生活支援サービスの充実、生活環境の改善などを推進していく方針が示された。









越谷市がスタートして今年で二十年になります。これを機会に、市民のみなさんから愛され親しまれる越谷市のシンボルとして、市の歌(詞)、市の木、市の花を募集しています。ふるって応募ください。

●市の歌(詞)  
●市の木・市の花

①応募資格  
●越谷市の自然、地域性、生活などを盛りこんだもの  
●越谷市の発展する姿を表わしたもので、明るく、だれもが歌えるもの(首領調ではないもの)  
②形式  
●文体は自由で歌詞は3番までとする  
●賞金・記念品の贈呈  
●入選作……1点(3万円)  
●佳作……1点(各1万円)  
●応募者の中から抽せんで30名の方に記念品を贈呈します。  
③その他  
●入選作は補作することがあります。  
●著作権はすべて市に帰属します。

●作品は未発表のものに限ります。  
●応募作品は返しません。  
●市の木・市の花  
①選定基準  
●越谷市の自然条件にあつちもの  
●市民生活を結びつきが深いもの  
●市民から愛され親しまれるもの  
●病害虫や公害等に強いもの  
●種や草花等が十分確保できるもの  
②記念品の贈呈  
●応募者の中から抽せんで50名の方に記念品を贈呈します。  
●応募資格 越谷市民および越谷市内に勤務場所のある方  
③応募方法  
①市の歌(詞)……封書または直接市役所へ送付してください。  
②市の木・市の花……ハガキに木、花各一つ、また選定理由やご意見があらましたら二種目記入のうえ送付ください。(電話による応募も受付ください。)

▽任期 昭和54年3月31日まで  
▽謝礼 二万円(二年間・税込)  
▽応募方法 住所・氏名・年齢・職業  
あなたのマイタイムを住みよびまかせよう……

**市政モニターを募集しています**

話し合い、その結果を市に報告する(会議)  
▽募集定員 20名

電話番号 市内での居住年数・地域で団体・サークル等に参加している場合は、その名称・役員名を、そ



**第140回 経営に関する読書会**

と き 3月18日(土) 午後6時  
ところ 市立図書館資料室  
主 題 市場志向理念の確立  
テキスト マッケイ、エドワード著  
「知的マーケティングのすすめ」  
\*テキストは図書館にあります。

**第1回 俳句初学教室**

と き 4月9日(日) 午後1時  
ところ 福祉会館第二会議室  
会 費 200円  
\*参加者はなるべく3句ご持参ください。初めて俳句を作りたいと思う方、ぜひおいでください。

**移動図書館**  
しらはの巡回

| 巡回日      | 場所および時間   |
|----------|---|
| 3月22日(水) | 袋山つつみ団地 1:30~2:10<br>恩間チサン団地 2:30~3:10<br>大竹第二チサン公園 3:30~4:10 |
| 23日(木)   | 蒲生東町集会所 1:30~2:30<br>大成町みどり団地 3:00~4:00                       |
| 24日(金)   | 宮本町5丁目 1:30~2:30<br>北越谷記念会館 3:00~4:00                         |
| 28日(水)   | 大間野町3丁目 1:30~2:10<br>大間野町4丁目 2:30~3:10<br>蒲生本町 3:30~4:10      |
| 29日(木)   | 大林会館 1:30~2:30<br>鷲越自治会 3:00~4:00                             |

**(南越谷・南部地区 東越谷第2・千間台) 区画整理地内の保留地を再公売**

南越谷、南部地区、東越谷第2、千間台区画整理地内の土地(保留地)を第1次公売で申込みのなかった区画のみ、第2次公売(抽せん)を次のとおり行います。

△公売保留地(17区画)  
●南越谷……3区画 ●南部地区……1区画  
●東越谷第2……9区画 ●千間台……4区画

△受付期間 3月22日(水)・23日(木) 午前10時~午後3時まで

△受付場所 市役所3階開発部管理課  
△申込み保証金 受付日には100万円の現金または銀行振出小切手をご用意ください。  
△抽せん日 3月24日(金) 午前10時から市役所5階第1会議室  
△抽せん結果 当日会場で発表します。なお、買受人以外の方には保証金を銀行振込みでお返しします。  
問合せ 市開発部管理課 電話64-2111内線482

**おしらせのページ**

**危険物取扱者試験 及び試験準備講習会**

今年第一回目の危険物取扱者試験及び試験準備講習会を次のとおり開催します。

▽試験準備講習会  
と き 4月20日・21日  
午前9時~午後4時まで  
ところ 市立第一体育館  
受講料 防火安全協会会費3000円

▽危険物取扱者試験  
申込み・受付 3月15日から市消防本部予防課及び蒲生、谷中、間久里の各分署で申込書の交付と受け付けを行います。  
と き 6月4日(日)  
ところ 越谷高校ほか県内5か所  
試験の種類 ●乙種第四類危険物取扱者試験

**火災警報にサイレンも鳴らします**

春先は空気が非常に乾燥し、突風が吹くことが多くなり大気の発生しやすいシーズンです。

このため気象庁の火災警報の改正に伴い、消防署では消防法第二十二条に基づき気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、東部部の四市二町(越谷・草加・八潮・三郷市・吉川・松伏町)の消防署で協議のうえ次の要領で火災に関する警報を一旦に発令します。

▽消防本部(大沢)では、30秒のサイレンを6秒間隔で三分間ほど鳴らします。

詳しくは市消防本部予防課へ電話74-0101

春先は空気が非常に乾燥し、突風が吹くことが多くなり大気の発生しやすいシーズンです。

このため気象庁の火災警報の改正に伴い、消防署では消防法第二十二条に基づき気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、東部部の四市二町(越谷・草加・八潮・三郷市・吉川・松伏町)の消防署で協議のうえ次の要領で火災に関する警報を一旦に発令します。

▽消防本部(大沢)では、30秒のサイレンを6秒間隔で三分間ほど鳴らします。

詳しくは市消防本部予防課へ電話74-0101

**防災教室を 開催します**

地震は、建物や橋などの崩壊とともに火災や水害を引きおこし、尊い人命や貴重な財産を無惨に奪います。

このような地震に対して、適切な行動がとれるよう日頃から防災知識を身につけておくために、次のとおり防災教室を開催します。なお、実際の地震体験をしてみたいため、地震体験車「なまず号」を利用して、みなさんのからだで地震に対する知識を身につけていただきます。

地震は、建物や橋などの崩壊とともに火災や水害を引きおこし、尊い人命や貴重な財産を無惨に奪います。

このような地震に対して、適切な行動がとれるよう日頃から防災知識を身につけておくために、次のとおり防災教室を開催します。なお、実際の地震体験をしてみたいため、地震体験車「なまず号」を利用して、みなさんのからだで地震に対する知識を身につけていただきます。

**料理教室の春期会員を募集**

福祉会館料理教室では、5月開講の春期会員を次のとおり募集します。

▽講習期間 5月~54年4月まで(1年間で修了)  
▽クラス及び募集人員  
(1)毎週水曜日・午前10時クラス  
(2)毎週木曜日・午後1時30分クラス  
(3)毎週木曜日・午後6時クラス  
(4)毎週金曜日・午後6時クラス

\*募集人員は各クラスとも40名(先着順)  
▽費用 入会金1300円、授業料…月額1200円、材料費…月額1600円、テキスト代…月額150円  
▽申込方法 4月1日(土) 午前8時30分から受付します。印鑑持参のうえ、入会金を添えて福祉会館に申込みください。  
問合せ 福祉会館 電話64-2111内線541・543

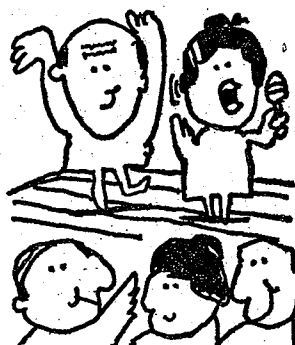
| 月 日  | 場 所 と 時 間     |                         |
|------|---------------|-------------------------|
|      | 午前 9:30~11:30 | 午後 2:00~4:00            |
| 4月3日 | 月             | 大袋北小学校                  |
| 4日   | 火             | 稲荷神社境内(南沢島) 西方小学校       |
| 5日   | 水             | 北部浄水場内 増林小学校            |
| 6日   | 木             | 南越谷小学校 大沢香取神社境内(大沢3-13) |
| 7日   | 金             | 大間野小学校 新方小学校            |

市役所庶務課 電話64-2111内線三一九  
市消防署予防課 電話74-0101

\*雨天の場合は中止、また強風の場合は内容を一部変更します。  
問合せ先

# 老人娯楽室をご利用ください

市立福祉会館では、市内に住む60歳以上のお年寄りの方のために、老人娯楽室を無料で開放しています。  
 昭和53年度の老人娯楽室利用日程は下記のとおりです。各地区とも日割りにバスで送迎しますので、お気軽にご利用ください。なお、いずれの地区にも利用できます。ただし日割り地区以外はバスの送迎がありませんのでご了承ください。  
 問合せ先 越谷市立福祉会館 電話64-2111 内線541



## 昭和53年度 老人娯楽室利用日程表

| 地区名   | 越ヶ谷・大沢・増林 | 出羽・萩島   | 大相模・川柳・蒲生 | 新方      | 桜井      | 大袋      |
|-------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 53年4月 | 4日・18日    | 5日・19日  | 6日・20日    | 7日・21日  | 11日・25日 | 12日・26日 |
| 5月    | 9日・19日    | 10日・23日 | 11日・24日   | 12日・25日 | 15日・26日 | 16日・30日 |
| 6月    | 2日・16日    | 6日・20日  | 7日・21日    | 8日・22日  | 9日・27日  | 13日・28日 |
| 7月    | 4日・13日    | 5日・14日  | 6日・18日    | 7日・19日  | 11日・20日 | 12日・21日 |
| 8月    | 8日・22日    | 9日・23日  | 10日・24日   | 15日・29日 | 16日・30日 | 17日・31日 |
| 9月    | 5日・19日    | 6日・20日  | 7日・21日    | 8日・26日  | 12日・27日 | 13日・28日 |
| 10月   | 3日・17日    | 4日・18日  | 5日・19日    | 6日・24日  | 11日・25日 | 12日・26日 |
| 11月   | 7日・20日    | 8日・21日  | 9日・22日    | 10日・28日 | 14日・29日 | 15日・30日 |
| 12月   | 1日・14日    | 5日・15日  | 6日・19日    | 7日・20日  | 8日・21日  | 12日・22日 |
| 54年1月 | 17日       | 18日     | 19日       | 23日     | 24日     | 25日     |
| 2月    | 1日・14日    | 2日・15日  | 6日・20日    | 7日・21日  | 8日・22日  | 9日・23日  |
| 3月    | 1日・15日    | 2日・16日  | 6日・23日    | 7日・27日  | 8日・28日  | 9日・29日  |

## 市史編さんだより [228]

### 旧暦と梅花

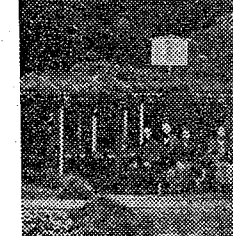
旧暦では三月を(春生)と称して、春の盛りを季節をあらわした。新暦(太陽暦)ではおおよそ一月遅れの四月にあたる。元来、旧暦では季節に合せ、生活に際してさまざまな行事を設定したが、とくに季節の盛り盛りに必要な行事が設けられていた。

これら五節句といふ。二月七日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日。数字は奇数を陽、偶数を陰とした数。節句は奇数を陽、偶数を陰とした数。節句の日には、陽数の重なる日なので重陽の節句とも称された。もともとは太陽暦に合せた暦法を用いなかったわけではない。およそ新暦三月四日を立春の日とし、この日から数えて八十八夜(五月一日か二日)は新茶を摘み始める日と云う。立春から数えて二百十日(九月一日か二日)、あるいは二百二十日は台風の襲来する日とするなど、立春を基準にした新暦に近い日付の教え方も用いられていた。

こうして古くから用いられてきた旧暦は、明治五年、明治政府による太陽暦採用の布告によって公式には姿を消したが、一般庶民の間では、なほ旧暦を用い、あるいは一月遅れられたりあてて旧暦に合せた行事を行っていた。明治府はしばしば新暦採用の徹底を推進したが、ことに農村地域では一向に改められなかった。農作業季節の行事には旧暦に合せたものであり、水戸間

の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草



の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草

の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草

の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草

の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草

の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草

の慣行となっていた。昭和三十一年六月、戦時特務隊は町政の世襲調査を実施したが、このなかで、正月などを目撃の一言などを行っていたが、これら行事は新暦に改められたので、たいそう不便になったと訴える町民も少なくなかった。つまり昭和三十年代でも、まだ旧暦の暦法を用いていたのが一般的であったのである。もっとも越谷地域では、お盆などの行事は旧暦の大きな季節といえず。新暦と旧暦の大きな季節ともいえず。

この盛況の一端を大正三年三月六日の新聞記事によってみると、梅の花が咲き揃ったの便りで、「去年五日講習員三百六十人、同日午前十時、浅草駅特別列車に搭乗し、中略、其順序は先頭乗隊にて次いで浅草

## 円高の影響を受けている 中小企業のみなさんへ

### 資金の貸付等を行います

円高により影響を受けている中小企業者に対し、国では「円相場高騰対策」を昭和三十二年十月十四日から施行されました。この法律は、現在の長期円高による経済情勢で著しく経営に影響を受けている中小企業者を金融面から保護しようとするものです。

法律の主な内容は次のとおりです。  
 (1) 市内の中小企業者は市長及び県知事の認定を受けることができます。  
 「指定業種及びその下請企業者等」  
 (2) 認定を受けた中小企業者は次の適用を受けることができます。  
 ・低利資金の貸付け  
 政府系中小企業金融三機関による「中小企業者緊急貸付融資」  
 ・中小企業者緊急貸付融資の償還期間の延長、

中小企業信用保証法の特別  
 (3) 中小企業者緊急貸付融資の貸付限度  
 ・貸付限度  
 六年以内(うち償還期間三年以内)  
 中小企業金融公庫：別枠二〇〇万円  
 円、国民金融公庫：別枠五〇〇万円  
 商(直轄中央金庫)：二〇〇万円  
 問合せ先  
 ・県商工総務課  
 電話〇四八八二四二二一内線二七三二一七五  
 ・市商工課商工係  
 電話64-2111内線二六六・三六一

## おしらせのページ

### 就学資金でお困りの方は 就学援助費受給手続きを

児童または生徒の保護者が、経済的理由により就学困難な場合には、就学援助費が受けられます。受給該当者および手続方法は次のとおりです。

〈要給該当者〉  
 (1) 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた方  
 ・生活保護法に基づく保護の停止または廃止  
 ・地方税法に基づく市民税の非課税および減免  
 ・地方税法に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税、減免または固定資産税の減免  
 ・国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免  
 ・国民健康保険法に基づく保険料の減免または徴収の猶予  
 ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給  
 (2) 前(1)以外の方で、次のいずれかに該当する方  
 ・保護者が職業安定所登録日雇労働者  
 ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方  
 ・学級費、PTA会費等の学校納付金の減免の行われている方  
 ・学校納付金の納付状態の悪い方または学用品・通学用品等に不自由している方で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方  
 ・経済的理由による欠席日数が多い方

〈手続方法〉  
 希望される方は、申請用紙(新入児童生徒は指定校、在学している場合は在学校にあります)に必要事項を記入のうえ、学校または教育委員会総務課に提出してください。  
 問合せ先 市教育委員会総務課  
 電話 64-2111 内線424

### 「肢体不自由児を守る会」をつくりませんか

肢体不自由児をかかえて頑張っているお母さん、同じ悩みや苦労を分かち合ひ、ごもたの明日への希望をつなぐため、仮称「肢体不自由児を守る会」を結成しませんか。

なお第一回準備会を次のとおり開催します。ご参加ください。

とき 3月23日(木)  
 午前10時〜12時まで

ところ 市立「あけぼの学園」内保護者教室  
 問合せ先 準備委員の勢司宅まで  
 電話62-9576

〇社会福祉事業にと ヲ川柳地区つくし子供会部ライカースチーム一同から七八六四円  
 〇あけぼの学園にと ヲ吉川町立児童学校から人形二十点、タカハシからラジコン三台、鉄棒、シーソー

〇市立病院にと ヲ越谷米販協同組合(組合長 黒田静子)から二〇万円  
 〇公布された規則  
 ・越谷市立高等看護学院規則の一部改正(一月三十日) ヲ越谷市立病院専決  
 規則の一部改正(二月二十八日) ヲ越谷市交通災害共済条例施行規則の一部改正(三月二日)

### 交通事故相談日が 変更になります

毎月第3火曜日は弁護士による交通事故の法律相談を行っています。3月21日は休日にあたりますので3月28日(火)に変更になります。詳しくは市民相談室交通事故相談へ問合せください。  
 電話 64-2111 内線 201

〇老人ホーム順正苑にと ヲ重司クリニクから五万円、市内大池の茂木女子さんから二万円、市内大池の須永正一さんから四万五〇〇〇円、調子の二ノンスさんから五〇〇〇円、佐々木商店からおせちの詰め合せセット(五万円相当) ヲ日本専売公社春日部営業所から八万八千四百五〇〇円相当、越谷市役所道徳課職員 同から八万円三箱(五〇〇〇円相当) ヲ市内南郷島の田村七五郎さんから約九千五百〇〇円相当、〇県立越谷青年の家の手品サクル、まほうのランプ、から由つめ(二万円相当) ヲ朝陽自衛隊からみかん、あめ(一五二〇〇円相当) ヲ市内赤塚町三千百の佐藤勇作さんからみかん一箱、タオル五〇本(二万円相当) ヲ市内赤塚町三千百の荒木正宏さんから背袋、タオル、ユニバーカッブ、その他(二万円相当) ヲ草加市栄町の鈴木勤さんから一〇千〇〇〇円(六万円相当) ヲ越谷北高等学校の家庭科クラブから枕カバー一五〇枚(二万円相当) ヲ越谷市更生保護婦人会から二万円、市内浦生の一本松鎮心館長門下生一同から電気コタツ二台(二万三〇〇〇円相当)

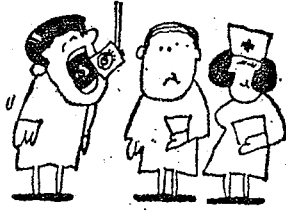
### (国民健康保険) 4月からクリーム色に

現在お持ちの保険証(藤色)は3月31日で期限切れとなります。新しい保険証はクリーム色で、被保険者世帯の家庭のみなさん方へは27日頃までに届くよう郵送しますのでお待ちください。もし、期日が過ぎても届かないときはご連絡ください。なお、期限切れとなる保険証(藤色)は、4月に入りましたらお手数でも郵送または保険年金課までお返しください。  
 問合せ 市保険年金課国保係  
 電話 64-2111 内線 250・252・253



# ガンとわかってからでは遅すぎます

## ガンの集団検診



健康なときこそ検診を...

市衛生課では、成人病予防対策の一環として、胃・食道・肺ガンの集団検診を下記のとおり実施します。

ガン予防は、早期発見・早期治療のほかありません。ガン年齢といわれる40歳以上の方は、自覚症状がなくても年に1回定期的に検診を受けることが何よりも必要です。

○検診料 1,800円 (個人負担)  
○受付時間 午前7時30分～8時30分まで

### ＜注意事項＞

- ①検診前日の夕食は軽くとり、午後7時以後はたべものを絶対にとらないでください。
- ②当日は、朝起きてから何も飲まず食わずに空腹のまま検診会場へおいでください。
- ③起床直後なるべく排便してください。
- ④検診時の服装は、上半身のうち胸部から腰まで簡単に脱衣できるようなものにしてください。

問合せ 午前中に市衛生課予防衛生係へ  
電話 64-2111 内線254～256

| 月日   | 地区  | 会場      |
|------|-----|---------|
| 4月3日 | 大袋  | 大袋公民館   |
| 4日   | 〃   | 〃       |
| 5日   | 増林  | 増林公民館   |
| 6日   | 大相模 | 大相模公民館  |
| 7日   | 川柳  | 川柳公民館   |
| 8日   | 蒲生  | 蒲生公民館   |
| 9日   | 〃   | 〃       |
| 10日  | 〃   | 〃       |
| 11日  | 〃   | 〃       |
| 12日  | 荻島  | 荻島公民館   |
| 13日  | 出羽  | 出羽公民館   |
| 14日  | 〃   | 〃       |
| 15日  | 大沢  | 大沢公民館   |
| 17日  | 〃   | 〃       |
| 18日  | 北越谷 | 北越谷記念会館 |
| 19日  | 桜井  | 桜井公民館   |
| 20日  | 〃   | 〃       |
| 21日  | 新方  | 新方公民館   |
| 22日  | 全地区 | 市立福祉会館  |
| 23日  | 〃   | 〃       |
| 24日  | 越ヶ谷 | 〃       |
| 25日  | 〃   | 〃       |

○健康相談4月はお休みです  
毎週月・木曜日、市役所内で実施しています。健康相談は、ガンの集団検診のため4月はお休みします。ご了承ください。

市衛生課予防衛生係

# 経口生ポリオワクチンの投与

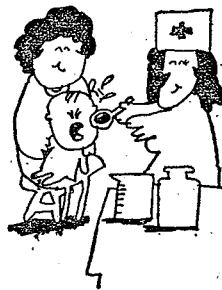
市衛生課では、経口生ポリオワクチン投与を下記のとおり実施します。保護者は、該当児の体温を当日昼に必ず計って通知ハガキ(問診票)に記入し、決められた会場に持参してください。通知ハガキのない方は、会場に用意してあるものをご利用ください。

○該当者 51年10月1日～52年9月30日生まれの乳幼児  
○受付時間 午後1時30分～2時30分  
○持参するもの 通知ハガキ(問診票)、母子手帳、スリッパ

### ＜注意事項＞

- ①ましん、BCG、種痘の予防接種をしたときは1か月、その他の予防接種は1週間経過しなければ受けられません。
- ②有熱患者、心臓血管系、腎臓・肝臓に病気のある場合や、糖尿病、脚気及び医師が予防接種を行うことが不適当と認めた場合は受けられません。
- ③病後衰弱者や著しい栄養障害のある場合は受けられません。
- ④アレルギー体質やけいれん体質の場合は受けられません。
- ⑤下痢をしている場合は受けられません。

問合せ 午前中に市衛生課予防衛生係  
電話 64-2111 内線254～256



| 月日   | 会場    | 該当する居住地   |
|------|-------|---|
| 4月3日 | 蒲生公民館 | 蒲生1～4丁目、蒲生本町、蒲生愛宕町、大間野町1・2丁目、蒲生旭町                                   |
| 4日   | 大沢公民館 | 赤十郎、赤栄町1～4丁目、大房、大林  |
| 5日   | 桜井公民館 | 下間久里、上間久里   |
| 6日   | 越谷保健所 | 越ヶ谷本町、中町、柳町、御殿町、越ヶ谷1～5丁目、越ヶ谷、瓦曾根1～3丁目、瓦曾根、増林、増森、花田                  |
| 7日   | 蒲生公民館 | 荻戸、登戸町、蒲生南町、七左町1丁目、七左門、蒲生   |
| 10日  | 大袋公民館 | 袋山、恩間、大道、大竹、三野宮、恩間新田、南荻島4000～                                       |
| 11日  | 越谷保健所 | 相模町1～7丁目、大成町1～8丁目、東町1～7丁目、南百、千足、中島、宮本町1・2丁目                         |
| 12日  | 出羽公民館 | 宮本町3～5丁目、谷中町1～4丁目、新川町1・2丁目、越巻、七左町2～8丁目、大間野町3～5丁目、大間野                |
| 13日  | 大沢公民館 | 大沢、大沢1～4丁目、神明町1～3丁目   |
| 14日  | 蒲生公民館 | 南越谷1～3丁目、蒲生寿町、蒲生東町、蒲生西町1・2丁目、川柳町1～6丁目、麦塚、伊原1・2丁目、伊原、上谷              |
| 17日  | 桜井公民館 | 平方、大泊   |
| 18日  | 越谷保健所 | 東越谷1～4丁目、東小林、西方、南荻島1～3999、野島、小菅川、砂原、北後谷、西新井、長島                      |
| 19日  | 大沢公民館 | 北越谷1～5丁目、大里、花田700・713・718、越ヶ谷1690・2230・2236・2623、船渡、大松、北川崎、向畑、大吉、大杉 |
| 20日  | 越谷保健所 | 荻生町、赤山町1～6丁目、東柳田町、元柳田町  |

| 月日   | 曜日 | 会場と時間        |             |
|------|----|--------------|-------------|
|      |    | 午前9:30～11:30 | 午後1:00～3:00 |
| 4月3日 | 月  | 川柳第4倉庫前      | 南団地集会所前     |
| 4日   | 火  | 久伊豆神社入口      | 北越谷記念会館前    |
| 5日   | 水  | 下間久里倉庫前      | 山谷金塚倉庫前     |
| 6日   | 木  | 新方公民館前       | 船渡香取神社前     |
| 7日   | 金  | 旧増林農協倉庫前     | 増森神社社務所前    |
| 10日  | 月  | 南百農村センター     | 大相模公民館前     |
| 11日  | 火  | 大道香取神社前      | 蒲生1丁目集会所前   |
| 12日  | 水  | 西新井農協倉庫前     | 荻島公民館前      |
| 13日  | 木  | 大間野三社前       | 出羽公民館前      |
| 14日  | 金  | 市立体育館前       | 大沢高畑集会所前    |
| 17日  | 月  | 蒲生公民館前       | 蒲生公民館前      |
| 18日  | 火  | 大袋公民館前       | 大袋公民館前      |
| 19日  | 水  | 赤山町自治会々所前    | 赤十郎公民館前     |
| 20日  | 木  | 越谷保健所庁舎裏     | 越谷保健所庁舎裏    |

## ワン君の予防注射



昭和53年度畜犬登録及び狂犬病予防注射を次のとおり行います。生後91日以上の子犬はもれなく受けてください。

- 登録手数料(鑑札共) 1頭につき300円
- 注射手数料(注射済票共) 1頭につき1100円
- 合計1400円

- ▷この機会をはずしますと戸別訪問により実施することになりますので料金は倍額以上となります。ご了承ください。
- ▷登録は年1回、注射は年2回受けてください。晴雨にかかわらず実施します。
- ▷事故防止のため注射会場には首輪や脚輪を必ずつけ、引き綱は短く持ち、いつも飼養している方が連れてきてください。
- ▷犬は屋外にみだりに吠えたりせず、必ずつないで飼ひましょう。
- ▷不用犬は当日会場で引き取ります。死亡犬及び行方不明の場合は市役所衛生課までご連絡ください。電話(64-2111)内線396

## おあさんのページ

最近、悪質な消火器の訪問販売が増えています。たまたま「消防署から点検にきました」といふ名目で、市役所の防犯課の者です」といふことをいふことがあります。消防署や市役所では消火器を販売することはありません。

また、「最近法律が変わり、一般の



くれぐれも注意を！  
家庭にも消火器を置かなければいけません。お宅の消火器は、有効期間が切れて使えません。新しいものと交換しましょう。言葉たくみに売りつけられることがあります。

このように口をきかずに買ってしまえば後悔するのはあなたです。ちなみに、消火器の値段はというとA・B・C粉未消火器(四型) 薬剤量一・五リットルでは約九千円前後、A・B・C粉未消火器(十型) 薬剤量三・五リットルでは約一万四千円前後です。

買うときは慎重に、そしてちょっとでも不審なと思ったらすぐに消防署へご連絡ください。

電話74-1010 消防本部予防課

とき 毎週火曜日  
午前9時30分～午後4時

ところ 市役所別館2階商工課内  
相談員 消費生活コンサルタント  
市商工課では、買物相談や苦情相談など消費生活のいろいろな問題に、専門的に対応いたします。

問合せ 市商工課消費生活係  
電話64-2111 内線544

## 消費者コーナー

毎週水曜日は  
労働相談日です

相談日 毎週水曜日  
午前10時～午後3時まで

ところ 市役所別館2階商工課内  
内容 労働問題全般について  
問合せ 市商工課労働係  
電話64-2111 内線 468

## 新鮮な野菜はいかがですか...

4月からは朝市に！  
とき 3月18日(土)午後3時～5時頃まで  
4月1日(土)午前6時～8時頃まで  
(雨天の場合は翌日の日曜日)

ところ 市立福祉会館東側道路沿い  
問合せ 市農務課・電話64-2111 内線544

## マイホームづくりの融資相談

とき 3月29日(水)  
午前9時～12時まで

ところ 市役所5階第1会議室  
対象者 市内在住及び在勤の勤労者

＜相談内容＞  
①労働金庫貸付制度(住宅・生活)

資金の説明と申請手続き  
②埼玉県労働者信用基金協会の利用方法  
③国や県の住宅資金貸付制度

問合せ 市商工課労働係  
電話64-2111 内線 468